

令和4年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和5年度取組み予定

令和4年度の取組み

<1> 障害者差別に関する相談等の状況

① 相談・問合せ等の件数 全17件(昨年度比-4件)

相談等の内容		主訴 (件)	確認後の分類変更	変更後 (カッコ内は 前年度)	割合 (%)
◆差別解消法関連		13		10 (8)	58.8
不当な差別的取扱いについて		5	意思疎通への配慮へ1件 ルール・慣行へ1件 その他へ3件	0 (1)	0
合理的配慮について		8		10 (7)	58.8
合理的 配慮 の内	物理的環境への配慮 (障害者の駐車場所など)	2		2 (0)	11.8
	意思疎通への配慮 (駅の誘導案内など)	2	不当な差別的取扱いから1件	3 (5)	17.6
	ルール・慣行の柔軟な運用 (駐輪場の利用など)	4	不当な差別的取扱いから1件	5 (2)	29.4
◆環境の整備		1		1 (3)	5.9
◆その他の相談・問い合わせ (サービスや交通機関の利用など)		3	不当な差別的取扱いから3件	6 (10)	35.3
◆対応中(年度末現在)		0		0 (0)	0.0
合計		17		17 (21)	100.0

② 相談者の分類

区分	当事者	家族	当事者 団体	区民	事業者 庁内	不明 その他	合計
件(件)	10	2	0	0	3	2	17
割合(%)	58.8	11.8	0	0	17.6	11.8	100

③ 相談等への対応内容

対応区分	件数 (件)	割合 (%)
◆ 差別解消法に基づく対応	10	58.8
➤ 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整	6	35.3
➤ 区が実施する事業(委託事業を含む)、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認	3	17.6
➤ 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡(相談者が相手方との調整を希望しない場合等)	1	5.9
◆ 環境の整備に対する対応	1	5.9
➤ 相談内容について助言等	1	5.9
◆ その他の相談・問い合わせ	6	35.3
➤ 法律や区の体制、広報等について説明	1	5.9
➤ 保健福祉サービスに対する意見として対応	1	5.9
➤ その他の意見として対応 (不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など)	3	17.6
➤ 匿名等により調査ができなかったもの	1	5.9
◆ 対応中(年度末現在)	0	0.0
合計	17	100.0

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100%にならない場合がある。
また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

<2> 具体的な事例(区における事例)

① イベントの手話通訳者の派遣(合理的配慮の提供)

(相談者)

聴覚障害者

(相談内容)

施設のイベントに申し込みたいが、聴覚障害者なので字幕、手話通訳をつけてほしい旨、施設のWEBサイトお問い合わせフォームを使い施設にメールした。回答メールは、「字幕と手話通訳については予定しておりません。ご期待に添えず申し訳ありません」との返事であった。区が関連する施設である場であるにも関わらず、合理的配慮に欠けている。再度、手話通訳をつけられないか検討してほしい。

(問題点)

通常は手話通訳のモニター等で対応していたが、イベントの企画が決まってからの準備期間が短く対応できないとの施設側の事情で判断したが、個別対応であっても配慮が可能であるか検討する必要がある。

(対応)

区担当課と施設で手話通訳者の派遣が出来ないか検討した結果、手話通訳者を派遣することになった。その旨施設から当事者にメールで連絡しイベントに参加することができた。

②重度障害者の理髪（合理的配慮の提供）

（相談者）

区内理髪店店主

（相談内容）

不随意運動の激しい重度身体障害者の調髪には、非常な負担があるので、断ることはできるか？それは差別にあたるか？ 当事者は名乗らず帰ったが、再訪された場合には、断りたい。障害者の理髪の経験のある訪問理美容の事業所を案内して、断ることは差別にあたるかとの相談だった。

（対応）

当職からは、①障害があるという事実のみで理髪を一方向的に断ることは、差別の可能性がある。②理髪は刃物を使うため、危険もあり経験のない相談者にはかなりの負担であることを、当事者に誠実に伝え理解を求める必要がある。③障害者の理髪経験のある事業所を案内することは、合理的配慮の一つではあるが、当該事業所との調整等丁寧な対応が必要である。これら3点を伝えた。

（考察）

相談者は、障害当事者への対応に苦慮し、差別に真摯に向き合う姿勢で相談してきた。障害者差別解消のためには、相談者のような実践的な気づきと改善への努力が必要である。差別についての理解と相談窓口の周知が進んできたことを感じた事例であった。

<3> 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めた。

- ・ 研修、講演会等を通じた法周知と啓発を実施した。
- ・ 区独自のパンフレットを区立小学校4学年全児童へ配布し、出前講座を案内した。
- ・ 区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施した（24校、77クラス）。
- ・ 障害者児のアート作品の展示支援を行った
- ・ 発達障害に関する理解促進のためのYouTubeチャンネルでの動画配信を行った。また、その様子を写真や動画で撮影し、区のホームページやオリンピック・パラリンピックの記念誌等で紹介した。

<4> 障害者差別解消支援地域協議会等の開催

世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

令和4年7月29日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）令和3年度の取組み状況等の報告等

令和5年1月27日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応について及び研修実績にかかる報告について

＜5＞ 庁内での取組み

- ・ 令和4年6月29日（水）「令和4年度第1回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
令和4年10月25日（火）「令和4年度第2回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
- ・ 庁内向けメールマガジン「イエローリボン通信」を4回発行し、事例紹介等を行った。
- ・ 職員へ「イエローリボン」ピンバッジを配布し、着用を依頼した。 等

令和5年度取組み予定

令和4年度取組み状況等を踏まえ、令和5年度は以下の取組みを進める。

＜1＞ 障害者差別に関する相談支援

- ① 障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ
- ② 都と連携した取組み
- ③ 相談体制の周知

＜2＞ 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）

- ① イベントへの出展、ポスター掲示、PR 展示等
- ② 障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）令和5年12月3日
- ③ 障害者児のアート作品の展示支援
（令和5年6月7日～6月13日、令和5年11月7日～11月12日予定）
- ④ 世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション
- ⑤ 区内小学校への手話講師の派遣（23校72クラスで実施予定）
- ⑥ ヘルプマーク等の配布
- ⑦ 障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力
- ⑧ 区政PRコーナーにおける周知啓発

＜3＞ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和5年7月28日・令和6年1月26日予定）

＜4＞ 庁内での取組み

- ① 世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
- ② 障害者への配慮の推進に向けた取組み
（印刷物への音声対応促進、講演会等における手話通訳の実施等）
- ③ 指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底
- ④ 庁内向けメールマガジンの発行（随時）
- ⑤ 全職員を対象としたイエローリボンピンバッジ着用推進
- ⑥ 職員研修 職層研修・保健福祉領域研修・共催研修
- ⑦ 区外郭団体等への周知・協力依頼

＜5＞ 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

（1）普及・啓発

条例の趣旨を区民等に広く周知するためのパンフレット作成やPR事業等の施策に取り組む。

（2）商店等における共生社会促進物品助成事業の実施

条例に定める「地域での交流及び支え合いの推進」の取り組みとして、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店等での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品の購入・作成経費助成事業を実施する。